

月二十八日迄の期限を附し強硬なる態度を以て一噸平均三十錢の一割五分値上を容認するや否や關係會社宛回答を求めたのである。然るに大阪商船外敷社を除き何等回答がないので、三月一日更に沖仲仕及船會を代表して各社に督促するところあり、若し要求に應ぜざる時は各代理店に對する沖仲仕の供給を拒絶することを申合するに至つたのである。

然るに門司港最大の運送業代理店たる三菱倉庫門司支店では本店との交渉の結果阪神地方が四月一日より賃金値上に決定したので、之れと同様他上斷行をなすべく單獨で其の下請賃業者たる樋口組に通知をなしたので他の船會社及代理店等に於ても之れに倣ひて四月一日より一齊に一割五分の値上を發表し解決せり

發第六四號

昭和十年四月二十五日

福岡出張所長 清原 進

情報別紙の通御送付申上候